

石綿による健康被害の救済に関する法律が制定されました

救済の対象者

労働者又は特別加入者であって石綿にさらされる業務に従事することにより、指定疾病等 1にかかり、これにより死亡した方(以下「死亡労働者等」といいます。) 2の遺族であって、時効 3により労災保険法に基づく遺族補償給付 4の支給を受ける権利が消滅した方です。

1 指定疾病等とは

指定疾病等とは、**中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物(肺がん)、石綿肺、びまん性胸膜肥厚及び良性石綿胸水**とする予定です。

指定疾病等の認定に当たっては、労働基準監督署から医療機関に対し、医学的資料を求めることがあります。

2 死亡労働者等について

昭和22年9月1日以降に指定疾病等にかかり、これにより、**この法律の施行(平成18年3月27日)**となり、**この前日の5年前の日(平成13年3月26日)まで**に死亡した方をいいます。

注) 平成13年3月27日以降に死亡した労働者(特別加入者を含む)の遺族の方については、労災保険法に基づく遺族補償給付の対象となります。遺族補償給付の支給を受ける権利は、3のとおり、労働者等が亡くなった日の翌日から起算して5年で消滅しますので御注意ください。

3 時効について

遺族補償給付の支給を受ける権利は、労働者(特別加入者を含む)が亡くなった日の翌日から起算して**5年以内**に請求しない場合には、時効によって消滅します。

4 労災保険法に基づく遺族補償給付とは

労働者(特別加入者を含む)が**業務上の事由**による負傷又は疾病により死亡した場合に、その遺族に対して支給されるものです。

救済の内容

特別遺族年金又は特別遺族一時金を支給します。

特別遺族年金

受給者

配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって次の要件にいずれにも該当する方です。

死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと。

妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の方については、死亡労働者等の死亡の当時において、次のイから二までに該当すること。

- イ 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、**父母又は祖父母**については、**55歳以上**であること。
- ロ **子又は孫**については、**18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある**こと。
- ハ **兄弟姉妹**については、**18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある**こと又は**55歳以上**であること。
- ニ **イから八までの要件に該当しない夫、子、父母、祖父母又は兄弟姉妹**については、**厚生労働省令で定める障害の状態にある**こと。

死亡労働者等の死亡の時から施行日(平成18年3月27日)までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

- イ **婚姻**(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)**をした**こと。
- ロ **直系血族又は直系姻族以外の者の養子**(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)**となった**こと。
- ハ **離縁**によって、死亡労働者等との親族関係が終了した**こと**。
- ニ **子、孫又は兄弟姉妹**については、**18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した**こと(死亡労働者等の死亡の時から引き続き 二の厚生労働省令で定める状態にあるときを除く。)
- ホ **二の厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹**については、**その事情がなくなった**こと(夫、父母又は祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であったときを除く。)

死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたとは、もっぱら又は主として当該死亡労働者等の収入によって生計を維持されていることを要せず、死亡労働者等の収入によって生計の一部を維持していれば足り、いわゆる共稼ぎの場合もこれに含まれます。

厚生労働省令で定める障害の状態とは、労災の障害等級第5級以上の身体障害にある状態をいいます。

年金を受けるべき者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順です。

支給額

支給額は、遺族の人数に応じて以下のとおりです。

1人	年240万円
2人	年270万円
3人	年300万円
4人以上	年330万円

年金は、請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。

請求を行う場合は、早めに手続を行ってください。

年金を受ける者が、2人以上いる場合は、その人数で除した額となります。

同順位の受給権者が2人以上いるときは、そのうちの1人を年金の請求、受領についての代表者とする事となります。

受給権者が死亡や再婚などで受給権を失うと、その次の順位の方が受給権者となります(これを「転給」といいます。)なお、転給についても請求が必要となり、請求のあった翌月から次順位者の方に年金が支給されます。

特別遺族一時金

受給者

特別遺族一時金は、次の場合に支給します。

- イ 施行日(平成18年3月27日)において、**特別遺族年金の受給権者がいない**とき。
- ロ 特別遺族年金の受給権者がいなくなった場合で、それまでに支給された特別遺族年金の額が、イの場合に支給されることとなる特別遺族一時金の額未満のとき。

特別遺族一時金を受けることができる遺族の方は、以下のとおりです。

- イ **配偶者**
- ロ 死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた**子、父母、孫及び祖父母**
- ハ イ・ロに該当しない**子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹**

一時金を受けるべき者の順位は、 のイ、ロ、ハの順であり、ロ、ハの者のうちにあっては、それぞれロ、ハに記載の順です。

支給額

イの場合は、1,200万円

ロの場合は、1,200万円からすでに支給された特別遺族年金の合計額を差し引いた差額

を支給します。

請求期限

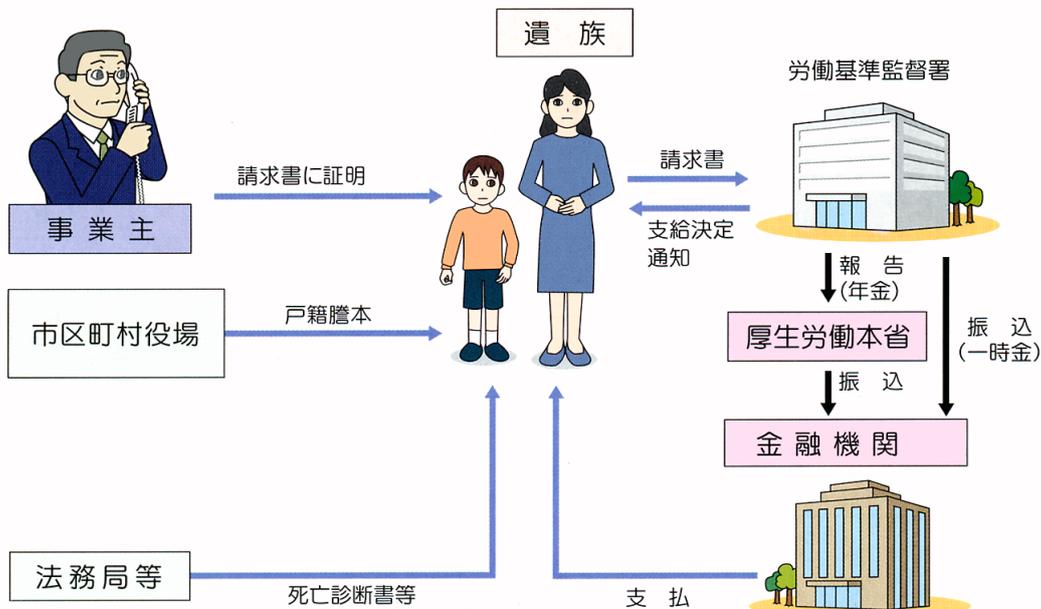
特別遺族年金又は特別遺族一時金の請求は、施行日(平成18年3月27日)、転給の場合については、その転給により受給権者となった時又は P4 口により支給する特別遺族一時金については、特別遺族年金の受給権者がいなくなった時から3年以内に請求しなければなりません。

請求手続

特別遺族年金の場合は、「特別遺族年金支給請求書」を、特別遺族一時金の場合は、「特別遺族一時金支給請求書」を所轄の労働基準監督署に提出してください。

なお、請求に当たっては、死亡診断書や戸籍謄本など所要の添付書類が必要となります。

戸籍謄本は、施行日(平成18年3月27日)以降の日付で証明されたものを提出してください。



詳細については、長野労働局労働基準部労災補償課又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。